

## 審査基準

### I 審査方法

審査は、本委託業務を選定するために設置する「食でつながる日本の文化認定事業」企画案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類選考を実施する。なお、必要に応じて、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

### II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。審査委員会の委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化し、各委員が各々評価した点数の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

### III 採択案件の決定方法

原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

なお、採択件数内の順位の数であっても、個別の項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

### IV 評価項目

#### 1. 事業の実施体制に関する評価

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業内容の適切な遂行に必要な技術力及びノウハウが具体的に示されていること。
- ④財務状況等により経営基盤が確立していること。

#### 2. 事業内容に関する評価

- ①本委託業務の趣旨・目的を理解し、実現性・妥当性のある具体的な内容であること。
- ②スケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。
- ③実施する事業の内容が食文化の振興に資するものであり、かつ高い成果を得られることが期待できること。
- ④実施する事業の内容に創意工夫が盛り込まれていること。
- ⑤事業を実施することで、今後の当該食文化の振興に展望や発展性が見込

まれること。

- ⑥事業の主要な業務を応募者が実施する内容となっており，再委託先等に任せすぎていること。
- ⑦不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費，謝金，旅費）が妥当であること。

### 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[参考] 内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

[http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/wlb\\_torikumi.html](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

## V 評価基準

1. 評価項目の「1. 事業の実施体制に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」については以下の5段階評価にて採点を行う。

- ・大変優れている = 5点
- ・優れている = 4点
- ・普通 = 3点
- ・やや劣っている = 2点
- ・劣っている = 1点

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお，内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については，相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） = 1点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと） = 1.5点
- ・認定段階3 = 2点
- ・プラチナえるぼし認定 = 3点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））  
= 0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）  
（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）  
= 1点

・トライくるみん認定  
= 1.5点

・くるみん認定②  
（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）  
（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））  
= 1.5点

・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）  
（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）  
= 1.5点

・プラチナくるみん認定  
= 3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定  
= 2点

○上記に該当する認定を有しない  
= 0点